

財団法人 農林統計協会 役員の給与及び退職金規程

制 定	平成 14 年 6 月 1 日
一部改正	平成 15 年 4 月 1 日
一部改正	平成 16 年 4 月 1 日
一部改正	平成 17 年 3 月 30 日
一部改正	平成 19 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、財団法人農林統計協会（以下「協会」という。）の役員の給与及び退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(給与支給対象者)

第 2 条 給与の支給対象者は、常勤役員とする。

(給与の種類)

第 3 条 常勤役員の給与は、本俸、期末特別手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第 4 条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）は、その月の 25 日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、25 日以前の最も近い営業日とする。

(本俸)

第 5 条 本俸月額を、協会の収益及び財務状況等を総合勘案し次のとおりとする。

- (1) 専務理事 492,000 円
- (2) 常務理事 463,200 円
- (3) 理 事 441,600 円

(期末特別手当)

第 6 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。

- 2 期末特別手当の支給日は、そのつど会長が別に定める日とする。
- 3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において常勤役員が受けるべき本俸月額に、6 月に支給する場合には、100 分の 200、12 月に支給する場合には、100 分の 240 を乗じて得た額とする。ただし、業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

(通勤手当)

第 7 条 常勤役員の通勤に要する通勤手当は、次の各号により支給する。

- (1) 通勤経路は、往復同一のものとし、最も経済的かつ合理的と認められるものとする。
 - (2) 通勤手当は、交通機関等が発行している定期乗車券を購入し、かつ、当該交通機関を利用するものとし、6か月分の定期券代とする。
 - (3) 通勤経路にバスを利用する場合は、自宅から最寄り駅（鉄道：JR又は私鉄）までの距離は1 km以上とする。また、通勤経路の全区間をバス利用するときは、自宅最寄りバス停留所から協会最寄りバス停留所までは距離は1 km以上とする。
- 2 自動車、オートバイ、自転車及び徒歩による通勤には、通勤手当は支給しない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（退職金の支給対象者）

第8条 退職金の支給対象者は、職員から常勤役員に昇任した者とする。

- 2 前項以外の常勤役員については、協会が厚生年金基金に積み立てた額を当該機関の定めにより給付を受けることができる。
- 3 本人が死亡した場合の退職金の受給順位は、次による。
 - (1) 第1項については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順とする。
 - (2) 前項については、当該機関の定めによる。

（退職金の計算）

第9条 退職金の計算は、次の各号による。

- (1) 満60歳の誕生日末に在任する者については、その時点における本俸月額に会長が別に定める支給率を乗じた額とし、原則として退任時に支給する。
 - (2) 満60歳誕生日末に達する以前に常勤役員を退任し退職する者については、退職の日における本俸月額に会長が別に定める支給率を乗じた額とし、退職時に支給する。
- 2 勤続年数は、職員として採用された月から計算し、勤続年数の端数については、勤続年数1年上位の支給率と当該年数の支給率の差に勤続年数端数部分を乗じたものを加えて退職金算定の支給率とする。

- 3 平成17年3月31日において職員から昇任した常勤役員にあっては、その退職金の計算に当たり、本俸月額は、前1項に規程する本俸月額又は平成17年3月31日時点での本俸月額のいずれか高い方を採用する。

（実施細則）

第10条 役員の給与及び退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

- 1 本規程は、平成19年10月1日から施行する。

- 2 なお、平成17年3月31日における役員の本俸月額は次の通り。

(1) 専務理事	648,000円	(2) 常務理事	610,000円
(3) 理 事	581,000円		